

無料低額宿泊所を「住まい」に

劣悪な環境 貧困ビジネスの温床

身寄りがいない生活保護の受給者を住まわせ、保護費を搾取する「貧困ビジネス」の温床とも批判されてきた無料低額宿泊所（無低）。厚生労働省は悪質な業者を排除したうえで、生活を適切に支援できる施設を半ば公的な「住まい」に位置づけ直すことをめざす。しかし、課題は多い。

悪質業者排除へ 厚労省が最低基準

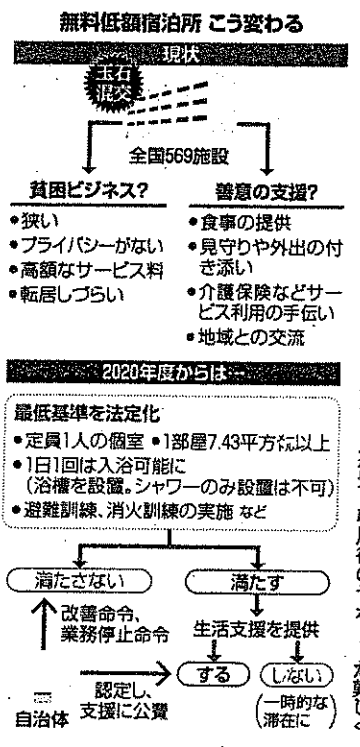
「2畳ほどの個室」で、という人が何人もいた。愛知県（男性）48は、数年前に1年は春に、無料低額宿泊所を振り返る。病気を機に職を失い、都市部の簡易宿泊所で暮らしていたとき、公園で「生活保護費で住める施設がある」と誘われた。

「生活支援」の方法も模索

製造業の社員であった4階建てで、NPO法人が無低として運営していると説明された。もともと4畳半ほどの部屋が、薄いボードで中央で仕切られ、二つの「簡易個室」になっていた。部屋も簡易個室もかきはない。トイレは1フロア1カ所。風呂は地下に大浴場一つで、入れるのは週2日だった。入居者は男性ばかり120人ほどで、50代、60代が多かった。5年以上い

本来、無低は、住まいに困った人がアパートなどに移るまでの「一時的な滞在場所」と位置づけられてきた。しかし「4年以上の滞在者が約3分の1（16年、厚労省調査）と、長期化している。長期化の背景について、厚労省検討会のメンバーでもある山田壮志郎・日本福祉大准教授は、「要因の一つは、生活保護を担う自治体のケースワーカー不足。転居の支援や転居後のサポートが難しく、

示した案は、▽部屋を仕切りただけの「簡易個室」は認めない▽金銭は入居者本人の自己管理▽1日1回は入浴可能に、など。2020年春以降、不適切な場合は自治体による改善命令が可能なようになる。改善などの必要性から、いま入居者がいる施設は23年3月末までに基準を満たせばよいとする方向だが、検討会では「猶予期間が長すぎる」と異論も出ている。



無料低額宿泊所 法律上の定義は、無料または低額で宿泊させる施設。1990年代から、生活保護を受ける人を住まわせる形態が急増。劣悪な環境なのに、生活保護費のなかで家賃として公的に支出が認められる上限に近い額を徴収し、

食料代などサービス料も高額に設定している一部業者が「貧困ビジネス」と批判を集めた。厚労省によると、自治体に届けられたものが全国569施設。計1万7千人が入所し、うち1万5千人は生活保護（昨年7月調査の速報値）。

自治体は無低に住ませ、任せ「きた」とみる。今回、厚労省は、契約期間を1年までとして必要なら更新する仕組みを導入し、「一時的な場所」に改めて位置づける。さらには、それでも一人暮らしが不安な人に対し、適切な「生活支援」を提供できる自治体が認定した施設には、支援の費用を公的に補助する制度も始める。全国の無低で暮らす1万7千人には、障害者手帳を持つ人（6%）や要介護・要支援の認定を受けた人（5%）もいる（昨年7月調査の速報値）。では、適切な生活支援とは何か。3月20日、同じく検討会のメンバーを務めるNPO法人ワンファミリー仙台（仙台市）の立岡学理事長らが、東京で報告会を開いた。14室ある無低で3カ月間、常時2人のスタッフを配置し活動を記録、分析した塩田裕介・大阪市立大准教授によると、入居者への直接的な支援は延べ約770時間に及んだ。食事の準備や片付け、安否確認などが長時間を占めたが、医師との意思疎通が難しく

4畳半を板で仕切り「個室」 ■入浴は週2日だけ ■印鑑・通帳持たず

（山田壮志郎、日本経済）